

農地中間管理事業推進方策

令和 8 年 4 月 1 日
福島県農林水産部
福島県農地中間管理機構
(公益財団法人福島県農業振興公社)

1 趣旨

農業者の高齢化や減少等、農業構造が変化する中、地域農業を支える担い手への農用地の集積・集約化を図っていくことが喫緊の課題となっており、本県では「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（平成 26 年 3 月策定、令和 5 年 4 月改定）において、令和 13 年度までに担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者をいい、以下「担い手」という。）への農用地の集積率を 75%以上とする目標を定め、農地中間管理事業の積極的な推進を図っているところである。（令和 7 年 3 月末現在 担い手への集積面積 59,552ha、農地集積率 44.5%）

一方、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「バンク法」という。）（令和 5 年 4 月 1 日改正法施行）において、市町村は、地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画を策定するとともに、地域計画の区域内は、農地中間管理事業の重点実施区域として農地中間管理機構による利用権設定等を積極的に促すものとされている。

このため、地域計画の実現に向け、市町村、農業委員会との連携や農地整備事業、原子力被災 12 市町村における営農再開関連事業との連動など、関係機関・団体と一体的に農地中間管理事業の更なる推進を図るとともに、農用地の受け手となる農業を担う者の確保と認定農業者等の育成、集落営農の推進を図り、担い手への農用地の集積・集約化を更に加速することとする。

2 基本となる取組事項

(1) 地域計画の見直し支援

地域計画は、農地中間管理機構を通じた農用地の利用集積の基になるものであり、策定された地域計画の目標地図において今後検討等とした農用地の対応など、引き続き地域で協議を継続し、見直しにより精度を高めていくことが重要である。

このため、市町村をはじめ関係機関・団体と連携した地域計画の推進体制を構築し、土地利用型作物や園芸作物等の生産状況、中山間地域等の地域農業の現状に応じて、これまでの協議の結果や農地中間管理事業、農地整備事業等の状況を踏まえ、農地中間管理機構が有する農地の受け手の情報提供や、農地の受け手が不足する地域では、農業を担う者を確保するとともに、担い手の育成を図り、目標地図への位置付けを誘導するなど、地域計画の見直しを支援する。

（２）地域計画に基づく担い手への集積

地域計画を実現するために、農地利用最適化活動（農地中間管理機構への貸付けの働きかけ等）を行う農業委員会等の関係機関・団体と連携し、農地集約化促進事業等の各種事業の有効活用を促しながら、担い手を中心に農用地の集積・集約化を図る。

また、担い手の農業経営の安定化や規模拡大が図られるよう、地域計画の見直しの機会を捉えながら、営農組合の設立や法人化、農作業の効率化を目指した農用地の利用関係の調整等を行う体制づくりを図る。

（３）農地中間管理事業活用に向けた周知活動

関係機関・団体と連携して各種会議やセミナーの開催等を通じ、地域計画の見直しや農地中間管理事業による農用地の利用権設定等の周知及び理解促進を図る。

また、地域計画の実現に向けた集落営農や担い手への農地集積・集約化の優良事例等について、パンフレットやウェブサイト等を活用し広く情報を発信する。

（４）関係機関・団体との連携

ア 県・地方段階の連絡調整会議

県・地方段階の関係機関・団体で構成する地域計画及び農地中間管理事業推進調整会議では、地域計画の見直しや農用地の集積・集約化に向け、情報の共有、課題・対策の整理、進捗状況の把握等を行う。

イ 地域計画推進チーム

農林事務所、市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、機構地域マネージャー等で構成される推進チームを中心に、役割分担しながら、協議の場の運営支援や地域計画の見直し・実現に向けての情報提供、助言を行う。

ウ 役割分担について

機関・団体名	主 な 役 割
県	1 農地中間管理事業や各種関連事業の推進 2 地域計画の見直し・実現支援（助言等） 3 県・地方段階の連絡調整会議等の開催 4 農地施策及び関連事業の周知活動や情報発信 5 農業を担う者の確保と担い手の育成や集落営農の推進 6 農地整備事業の実施及びそれに係る情報提供 7 原子力被災 12 市町村における農地中間管理事業（福島復興再生特別措置法）を活用した営農再開支援
機構	1 農地中間管理事業の実施に係る業務全般（契約事務、農用地利用集積等促進計画の作成等） 2 地域計画の見直し・実現支援（地域外の受け手候補の情報提供等） 3 農地中間管理事業の周知活動や情報発信 4 農地中間管理事業を活用する集落営農組織支援 5 原子力被災 12 市町村の市町村コーディネーター（福島復興再生特別措置法）による農用地利用等の意向把握

3 地域毎の取組事項

（１）地域計画実現推進強化地区等における取組

地域計画が策定された区域が重点実施区域となることから、該当区域では、関係機関・団体と連携し、農地集約化促進事業の活用を促しながら、パンフレット等による制度の周知により、一層の理解促進を図り、農地中間管理事業を活用した利用権設定等を積極的に進める。

また、策定された地域計画において、「地域計画実現推進強化地区」を各農林事務所農業振興普及部及び農業普及所の管轄地域で設置し、関係機関・団体と連携した組織的・計画的活動により、先進的な事例の創出と横展開を図り、地域計画の実現を支援する。

（２）農地整備事業地区における取組

農地中間管理機構関連農地整備事業等の実施地区又は予定地区においては、円滑に事業が進むよう地域の話し合い等に参加し、農用地の利用集積に向けた合意形成や農用地の利用調整等を支援する。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業においては、集積率・集約

化率の向上や高収益作物導入による収益性の向上の目標達成に向けて、関係機関・団体が情報共有を図りながら連携して取り組む。

（３）中山間地域等における取組

担い手が不足し、高齢化が進んでいる中山間地域等の条件不利地域においては、農業を担う者の確保や担い手の育成を図るとともに、集落営農を積極的に進め、市町村公社や JA 出資型法人などの法人設立誘導や、企業の新規参入を支援することで、農地中間管理事業を活用した農用地の集積・集約化を図る。

また、果樹地帯においては、スムーズな園地継承に向けた意向把握や継承可能な園地のリストアップ等について地域の果樹産地協議会の取組と連動しながら、担い手の確保・育成と農用地の集積・集約化を図る。

（４）原子力被災 12 市町村における取組

原子力被災 12 市町村においては、関係機関・団体と連携し、福島復興再生特別措置法に基づき、県が作成・公告を行う農用地利用集積等促進計画を基本とし、市町村の営農再開の状況等に応じた農地中間管理事業の活用により、担い手への農用地の集積・集約化を図る。

福島県における担い手への年間集積目標

農林事務所	普及部（所）	農林事務所及び普及部（所） ごとの年間目標集積面積(ha)		集積目標（令和13年度）	
				目標集積率 （％）	目標集積面積 （ha）
県北	県北	870	289	75	16,811
	伊達		228		
	安達		353		
県中	県中	1,235	366	70	24,080
	田村		412		
	須賀川		457		
県南	県南	569	569	71	11,267
会津	会津	933	273	85	25,316
	喜多方		336		
	会津坂下		324		
南会津	南会津	123	123	72	2,643
相双	相双	832	471	77	15,742
	双葉		361		
いわき	いわき	299	299	68	5,017
県計		4,860		75以上	100,500以上

- ・農林事務所及び農業振興普及部・農業普及所ごとの年間集積目標については、「福島県農林水産業振興計画」（令和３年１２月）における目標集積率（令和１２年度までに７５％以上）の設定に当たり算出した年間目標集積面積（県計）４,８６０haを、農林事務所ごとの集積必要面積割合で按分して算出。
- ・集積目標（令和１３年度）の県計については、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（令和５年４月）において設定。
- ・農林事務所ごとの目標集積率については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和５年４月）における目標集積率（目標年度：令和１３年度）を適用。
- ・目標集積面積（令和１３年度）については、令和１２年度耕地面積（県予想値）に目標集積率を掛けて算出した面積を適用。
- ・相双農林事務所の目標数値については、全ての地域で通常の営農が可能となっていることを前提としており、参考値として記載。